

2023年6月22日

株 主 各 位

東京都中央区八重洲二丁目10番17号
株式会社 商工組合中央金庫
取締役社長 関 根 正 裕

第15回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年6月20日開催の当金庫第15回定時株主総会において、下記のとおり報告及び決議が行われましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報 告 事 項 1. 第94期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件

本件は、上記事業報告の内容及び計算書類の内容を報告いたしました。

2. 第94期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、期末配当金は当金庫普通株式1株につき金3円（ただし、株式会社商工組合中央金庫法第50条及び同法施行令第15条に基づき、政府が保有する当金庫普通株式については、1株につき金1円）と決定いたしました。

なお、剰余金の配当に係る主務大臣の認可は、既に得ております。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

変更の内容は、次のとおりであり、(2)については、「中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案」の施行を条件として、定款が変更されます。

なお、定款一部変更に係る主務大臣の認可は、既に得ております。

(1)「第一章 総則」の一部変更

変更前定款	変更後定款
<p>(目的)</p> <p>第二条 当社は、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るため、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 預金又は定期積金の受入れ、融資対象団体等に対する資金の貸付け又は手形の割引及び為替取引</p> <p>(2) 債務の保証又は手形の引受けその他前号に付随する業務</p> <p>(3) 国債、地方債、政府保証債その他有価証券に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務</p> <p>(4) 信託業務</p> <p>(5) 前各号の業務の外、株式会社商工組合中央金庫法、担保付社債信託法その他の法律により営むことができる業務</p> <p>(6) その他前各号の業務に付帯又は関連する事項</p>	<p>(目的等)</p> <p>第二条 当社は、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員（以下「<u>中小企業等</u>」という。）に対する金融の円滑化を図るため、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 預金又は定期積金の受入れ、融資対象団体等に対する資金の貸付け又は手形の割引及び為替取引</p> <p>(2) 債務の保証又は手形の引受けその他前号に付随する業務</p> <p>(3) 国債、地方債、政府保証債その他有価証券に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務</p> <p>(4) 信託業務</p> <p>(5) 前各号の業務の外、株式会社商工組合中央金庫法、担保付社債信託法その他の法律により営むことができる業務</p> <p>(6) その他前各号の業務に付帯又は関連する事項</p> <p><u>2 当社は、パーパス（当社が達成しようとしていることをいう。以下同じ。）及びミッション（パーパスを実現するために当社が果たすべき使命をいう。以下同じ。）をそれぞれ次の各号のとおり定め、中小企業専門金融機関としての機能・役割を深化・発展させ、中小企業等に寄り添い、ともにチャレンジするパートナーとして、多くの中小企業等や地域が抱える課題の解決を通じて、その未来に貢献していく。</u></p> <p><u>(1) パーパス 企業の未来を支えていく。日本を変化につよとする。</u></p> <p><u>(2) ミッション 安心と豊かさを生み出すパートナーとして、ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。</u></p> <p><u>3 当社は、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、危機対応業務を行う責務を有する。</u></p>

(2)「第二章の二 危機対応準備金株式」の一部変更

変更前定款	変更後定款
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第13条の4 当社は、残余財産を分配するときは、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対し、普通株主及び普通株式の登録株式質権者に先立ち、危機対応準備金株式1株につき、その払込金額相当額の金銭を支払う。ただし、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6第3項の規定に基づき、危機対応準備金に当該相当額が計上された時以降は、この限りでない。</p> <p>2 前項に定めるほか、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。</p> <p>(取得条項)</p> <p>第13条の5 当社は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6第3項の規定に基づき危機対応準備金の額が計上された時以降であって取締役会が別に定める日が到来したときは、危機対応準備金株式の全部を、危機対応準備金株式1株につき、最終事業年度に係る貸借対照表の純資産の部に計上した額の合計額から危機対応準備金の額及び特別準備金の額を控除して得た額を発行済株式の総数で除して得た額で、取得することができる。</p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第13条の4 当社は、残余財産を分配するときは、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対し、普通株主及び普通株式の登録株式質権者に先立ち、危機対応準備金株式1株につき、その払込金額相当額の金銭を支払う。ただし、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の3第3項の規定に基づき、危機対応準備金に当該相当額が計上された時以降は、この限りでない。</p> <p>2 前項に定めるほか、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。</p> <p>(取得条項)</p> <p>第13条の5 当社は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の3第3項の規定に基づき危機対応準備金の額が計上された時以降であって取締役会が別に定める日が到来したときは、危機対応準備金株式の全部を、危機対応準備金株式1株につき、最終事業年度に係る貸借対照表の純資産の部に計上した額の合計額から危機対応準備金の額及び特別準備金の額を控除して得た額を発行済株式の総数で除して得た額で、取得することができる。</p>

以上

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)の施行に伴い、2013年1月1日以降に支払われる株式の配当に係る所得税に、復興特別所得税として、所得税額(20%)の2.1%($20\% \times 2.1\% = 0.42\%$)が追加課税されます。具体的な源泉徴収税額は、「期末配当金計算書」に記載のとおりです。